

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年9月29日開催 労働金庫業界]

1. 金融行政方針について（監督局関係）

- 金融行政方針について、協同組織金融機関を含む地域金融機関については、優秀な人材、地域からの信頼、地域におけるネットワーク等を有し、ポストコロナの地域経済の成長を支えていただくべく、2022 事務年度の主な方針を「金融行政方針」に明記した。
- 特に、協同組織金融機関については、会員・組合員を通じて地域により深く根差しているという特性を活かして、顧客の状況や多様なニーズに応じた支援を通じて地域課題の解決に貢献し、自らも持続可能な経営を確立していただきたい、という期待を込めて記載した。
- 具体的には、「実績と作業計画」において、
 - ・ コロナ等への対応としての、組合員や勤労者のニーズに応じた柔軟な支援などの金融仲介機能の発揮状況等について対話
 - ・ 自然災害等の影響により、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった個人について、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」による債務整理を通じた、生活の再建支援等を促進
 - ・ 経済や市場環境が変動する中、適切なリスク管理が行われているかについて、信用・市場リスクの見通し等を踏まえたモニタリングを実施。また、早期警戒制度の枠組み等に基づき、早め早めの取組みを促進
 - ・ 新規業務に係る許認可等に関し、金融庁及び財務局・財務事務所の連携強化による監督業務の効率化により、協同組織金融機関の自主的な取組みを後押し
 - ・ 中央機関については、経営・業務サポートの役割発揮にくわえ、協同組織金融機関間や他の支援機関等との結節点として、協同組織金融機関による地域課題の解決に資する取組みへの支援を促進

- ・ 金融機能強化法のコロナ特例について、協同組織金融機関から申請がなされた場合には、法令の趣旨を踏まえ適切に対応

することを主な方針として記載している。

2. 「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」に係る議事概要等の公表について

- 2022年6月28日、金融庁にて「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」を開催。意見交換会では、各障がい者団体から、「代筆・代読に関して内規に沿った形で対応するよう、研修会等を通じて行員に周知徹底してほしい」「キャッシュカード紛失時等に電話リレーサービスによる本人確認を確実に受けられるようにしてほしい」「障がい者の意見に配慮したシステム開発をしてほしい」といった意見・要望が出された。
- 8月10日、意見交換会の議事概要を金融庁ウェブサイト公表しているため、参考にしていただき、一層、障がい者等に配慮した取組を進めていただきたい。
- また、障がい者等に配慮した取組状況について、3月末時点のアンケート調査を取りまとめ、完了次第、結果を還元する予定。

3. マイナンバーカードの普及と利活用の促進について

- マイナンバーカードの普及と利活用の促進について、協力をいただき感謝申し上げます。政府では2022年度末までにマイナンバーカードが「ほぼ国民に行き渡る」ことを目標に掲げ、普及と利活用の促進を強力に推進している。
- 3月公表のデジタル庁の調査（第3回調査）によれば、業種別のマイナンバーカード取得率は、全業種で58.9%であるところ、協同組織金融業は51.0%との結果であり、より一層の取組が必要不可欠。金融庁としても、政府目標の達成に向け、各金融機関における取得率や取組状況をより詳細に確認して

いくことを考えている。

(参考) 第3回(2022年1月25日～2月4日)調査における金融関連の業種の取得率

全体の取得率：58.9%

補助的金融業等：62.4% (22位)

銀行業：60.9% (29位)

金融商品取引業・商品先物取引業：59.4% (40位)

貸金業、クレジットカード等非預金信用機関：56.4% (68位)

保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)：54.5% (84位)

協同組織金融業：51.0% (97位)

○ マイナンバーカードの普及促進に向け、

- ・ 市区町村の実施する出張申請サービスの利用
- ・ 申請のとりまとめなど、取得についての組織的なサポート
- ・ 取得のメリットの社内周知や、入社時における取得に係る周知

などの取組を実施している金融機関もあり、こうした取組事例を参考にしつつ、更なる取組みに尽力いただきたい。

4. 金融機関におけるカーボン・クレジット取引等の取扱いについて

- 気候変動対策への世界的な要請の高まりに伴い、カーボンニュートラルの実現に向けて、民間主導によるボランタリークレジットを中心にカーボン・クレジット取引が国際的に活発化している。例えば、世界におけるカーボン・クレジットの発行量は足元10年間で約10倍に増加している。
- 国内においても、東京証券取引所が、経済産業省の委託を受け、2022年9月22日からカーボン・クレジット市場に係る実証事業を行っている。今回の実証事業では、2種類のカーボン・クレジットについて売買の実証が行われるものと承知。
- 金融機関がカーボン・クレジットを取り扱う場合には、業務範囲規制との

関係で、取り扱おうとするカーボン・クレジットが「(算定割当量に) 類似するもの」に該当するか整理が必要。この点、「Jクレジット」、「JCM クレジット」及び法令(外国の法令、米国州法を含む。)に基づくクレジットについては、「(算定割当量に) 類似するもの」に該当すると考える。

- また、ボランタリークレジットを含むその他のカーボン・クレジットについては、金融機関自らが、「(算定割当量に) 類似するもの」に該当するか否かを的確に判断できるよう、金融庁としても環境整備を行い、カーボンニュートラルの実現に向けて積極的に貢献したい。

5. リースにより太陽光発電設備を設置している住宅等の取得に係る住宅ローンの与信審査について

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けては再生可能エネルギーの更なる導入促進が必要であり、政府では、2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指すなど、住宅・建築物にも太陽光発電設備の設置を拡大すべく、各種の施策を講じている。また、住宅等への太陽光発電設備の導入は自家消費等により電力需給の改善や災害時のレジリエンス強化にも繋がらう。
- 太陽光発電設備の導入に関する費用については、昨今、住宅ローン等により自己負担するケースに加え、初期費用を軽減できるリース等を活用するケースも増えてきていると承知。
- このような状況を踏まえ、リースにより太陽光発電設備を設置している住宅等の取得に係る住宅ローンの与信審査に関しては、金融庁として一律の対応を求めるものではないが、例えば、自家消費による電気代削減や売電収入等の側面についても考慮することなど、各金融機関それぞれにおいてご検討いただければ幸いである。

6. 2022 事務年度金融行政方針の公表について（概要、サステナブルファイナンス）

- 2022 年 8 月 31 日、2022 事務年度の金融行政方針を公表した。これは、毎年、事務年度のはじめに、金融庁として進める施策の方向性を明らかにするもの。
- 本方針についても、これまで同様、これを材料として、様々な対話を活発にしていきたいと考えている。もし、本方針について説明してほしい、あるいは、本方針のこのテーマを議論したいといったニーズがあれば、声をかけていただきたい。
- 本方針の内容は、3 本柱で構成しており、
 - ・ 第一に、コロナやロシアのウクライナ侵略の影響により先行きが不透明となる中、金融機関による事業者支援の取組みやそのための能力向上を後押し、事業全体に対する担保制度等の環境整備を行うとともに、利用者目線に立った金融サービスの普及や金融機関の経営基盤の強化を促していくこと、
 - ・ 第二に、気候変動問題への対応、デジタル社会の実現、スタートアップ支援といった様々な社会課題解決を新たな成長へと繋げるために金融面での環境整備を行うとともに、年末に「資産所得倍増プラン」を策定することも踏まえ、「貯蓄から投資」へのシフトを進め、成長の果実が国民に広く還元される好循環を実現する施策を検討・実施すること、
 - ・ 第三に、内外の環境が大きく変化する中、職員の能力・資質の向上を図るとともに、国内外に対する政策発信力を強化すること、などを盛り込んだ。
- 本方針の内容の中から、サステナブルファイナンスの推進について、述べたい。
- このテーマについては、今回、下記の参考にある 5 点の取組みを今後の施策として盛り込んだが、特に、3 点について述べると、

- ・ 1つ目は、2050年カーボンニュートラルに向けた金融機関と企業の協働の促進である。このため、新たに検討会を設置し、移行計画の策定と着実な実践に資するよう、企業と金融機関の対話の活発化に向けた方策について議論を行う。
 - ・ 2つ目は、多様な投資家をインパクト投資へ呼び込み、サステナビリティの向上に向けた企業の取組を促すことである。これに向け、2020年より金融庁が共催している「インパクト投資に関する勉強会」を発展させた検討会を新たに設置し、投資のインパクトに関する計測手法について、その実務上の具体化等について議論を進める。
 - ・ 最後に、アセットオーナーにおける資産運用の高度化である。投資先企業の成長と受託財産の持続的拡大を図るため、アセットオーナーが、運用方針においてESG要素を如何に考慮していくかについて知見を高めることが重要であり、まずは、そうした運用を行う上でどのような課題があるかについて、関係者と連携し、把握していく。
- 労働金庫におかれては、勤労者の資金を「意思のあるお金」として、労働金庫連合会におけるPRI原則に基づくESG投融資の推進等の持続可能な社会の実現に向けた資金循環に繋げていると承知。こうしたESG投融資の推進等の取組を通じて気づかれた具体的な課題について、意見をいただきたい。

(参考) 2022事務年度金融行政方針「サステナブルファイナンスの推進」の主な記載

(1) 開示の充実

- TCFD開示の質と量の充実を促すとともに、有価証券報告書に、サステナビリティ情報を一体的に提供するための記載欄を新設
- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、SSBJの法令上の位置づけ等について検討

(2) 市場機能の発揮

- アセットオーナー（年金基金等）に対し、投資先企業の成長の促進と自らの受託資産の持続的増大を両立するための課題等を把握
- 資産運用会社における態勢構築や開示の充実等を図るため、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正

- ESG 評価・データ提供機関向けの行動規範（～9月5日まで市中協議）を最終化
 - 日本取引所グループの ESG に関する情報プラットフォームの拡充
 - GX 経済移行債（仮称）を含む GX 投資のための 10 年ロードマップの策定や GX リーグの稼働に向け、積極的に貢献
 - カーボン・クレジット市場の整備に向け、取引の適切な価格形成を図る観点から金融機関が果たせる役割を検討
- (3) 金融機関の機能発揮
- 2050 年カーボンニュートラルと統合的で科学的な根拠に基づく移行計画の策定と着実な実践に資するよう、検討会を設置し、企業と金融機関の対話と実践のためのガイダンス（仮称）を策定
 - 地域金融機関による企業支援を推進
 - 気候変動による事業影響を実務的に把握できる粒度のデータセットやその活用方法等について取りまとめ
 - 自然災害リスクへの対応における保険の役割等について、各国監督当局と議論
- (4) インパクトの評価
- 投資によるインパクトの実務的な計測手法等について、新たに検討会を設置し、年度末までに取りまとめるとともに、気候変動関連のインパクト評価の枠組み策定に向けて、関係省庁と連携を深め、クライメートテック企業に対する投資を円滑化
- (5) 専門人材の育成等
- 金融関係団体等と連携し、サステナビリティに係る資格試験の創設等を推進するほか、ESG 投資に必要な知見・技能とそれを獲得する手段等（スキルマップ）を見える化。大学等における金融関係の講座や教材の提供等を検討
 - 生物多様性も含めた自然資本について、国際的な議論、民間の動向把握を通じて金融への影響や金融の役割を考察

7. 業態横断的なモニタリング方針等について

- 2022 年 8 月 31 日、2022 事務年度の金融行政方針を公表した。その中で、2022 事務年度の業態横断的なモニタリング方針（例えば、信用・市場・流動

性リスク管理、顧客本位の業務運営、マネロン対策等、サイバーセキュリティ対策、システムリスク管理等のモニタリング方針)や業種別モニタリング方針について記載している。是非、金融行政方針を確認いただきたい。

- 金融庁としては、各項目について、データ分析や金融機関との対話を通じ、深度あるモニタリングを実施していきたいと考えている。効率的な運営に配慮するので、協力いただきたい。

8. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表について

- 2022年9月9日、「顧客本位の業務運営に関する原則」(以下、「原則」)の採択等を行う金融事業者のリストを更新し、金融庁のウェブサイトで公表した。
- 当リストは、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されるメカニズムの実現を目指す観点から、原則を採択の上、原則との対応関係を明らかにした取組方針を策定し、それに基づいた取組状況を公表した金融事業者の報告を取りまとめ、公表したものの。
- 一方で、金融事業者からの報告や公表内容を確認したところ、原則の文言を形式的になぞるだけで「自らの取組方針とそれに対応した取組状況が十分に示されていない事例」や「取組状況を踏まえた取組方針の見直しが行われていない事例」が認められるなど、顧客本位の業務運営の重要性や「見える化」の趣旨が十分に理解されていないことが窺われた。
- 金融事業者が顧客本位の業務運営の「見える化」に取り組むことは、
 - ・ 自らの取組みの差別化を示すことができるなど、顧客を含む様々なステークホルダーに対するPRになる、
 - ・ 経営陣が営業職員の顧客に向き合う姿勢を検証できる、
 - ・ 営業職員が日頃の営業姿勢を見直す良い契機にもなる、と考えられるため、その趣旨を理解の上、経営陣の十分な関与の下で、しっかりと対応いただきたい。

9. マネロン対策等に係る広報について

- 金融機関が継続的顧客管理を適切に実施していくためには、一般利用者の理解と協力が不可欠であることから、金融庁においては、各業界団体との連名チラシの作成や、ラジオCMの配信などの政府広報、オンライン広告の配信等を通じて、積極的に情報発信を行っている。
- 2022年3月に実施したオンライン広告の配信では、金融庁ウェブサイトへのアクセスが増加するなど効果を確認できたため、9月15日から再度、オンライン広告を実施しているので、是非確認いただきたい。

(以 上)